

大阪市告示第919号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 5 条第 3 項の規定により、公共工事の発注の見通しに関する事項を、同令第 7 条第 5 項の規定により、契約管財局、都市整備局、建設局、大阪港湾局及び教育委員会事務局発注工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を閲覧に供する方法を告示します。

令和 8 年 7 月 1 日

大阪市長 横山 英幸

1 発注の見通しに関する事項

閲覧に供する方法	インターネットを利用して、閲覧に供する。 大阪市ホームページ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
----------	--

2 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項

閲覧に供する方法	インターネットを利用して、閲覧に供する。 (1) 調達・契約システムを使用する場合 調達・契約システム <a href="https://www.osaka.city.beneproc.com/">https://www.osaka.city.beneproc.com/</a> (2) 調達・契約システムを使用しない場合 大阪市ホームページ <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.osaka.lg.jp/sangyo/category/3047-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
----------	---

(契約管財局契約部制度課)